

ご利用ください！勝山市企業振興助成金

市では、事業者の育成と企業の立地促進を図ることにより産業の振興と雇用を促進する制度を整備しています。施設の整備や環境整備、新たな雇用など、事業の拡大をお考えの企業や事業者はぜひご相談ください。

お問い合わせ：ふるさと創生・移住課（市役所2階） ☎ 88-8130

勝山市企業振興助成金一覧表

助成金などの種類	対 象 経 費	内 容	1回当たりの限度額
企業立地助成金	土地の取得費・造成費、工場などの建設費、機械設備費	対象経費の20%（地域振興に寄与すると市長が認める場合は30%）	新設 3億円 増設・移設 1億円
大規模事業用地取得奨励金	測量費、登記手数料、その他市長が必要と認める経費	対象経費の75%	3,000万円
雇用促進助成金	—	勝山市在住新規雇用者 50万円/人（6か月以上就労）	5,000万円 （100人）
環境整備助成金	工場等建設用地内の道路緑地、社員施設、消融雪装置などの設置費用	対象経費の30%	1,000万円
借地助成金	市内に工場などを建設するための用地の借地料	借地料の1/2（賃貸借契約締結日から操業開始までの期間）	300万円
空き工場等活用助成金	空き工場などの売買による取得費、賃借料（3年分）、改修費	対象経費総額の50%以内	1,000万円（製造業は1,500万円）
企業立地促進資金融資補給金	県企業立地促進資金の適用を受けた企業の借入利息	県要綱に規定する融資利用率の1/2を利子補給（5年間）	—

※交付要件などについては市のホームページをご覧ください、担当課にお問い合わせください

【助成対象業種】

大 分 類	中 分 類	小 分 類	備 考
製造業			
情報通信業	情報サービス業 インターネット附随サービス業		
運輸業、郵便業	道路貨物運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業	貨物運送取扱業	※1
卸売業、小売業			※1又は※2
不動産業、物品賃貸業			
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関 専門サービス業	デザイン業	
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	旅館、ホテル	
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業 娯楽業		※2
サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業		

備考 上記分類の区分は統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づくものとする。

※1 物流施設を設置するものであって本市を除く複数の市町村に対して本市内への発送量を上回る貨物の発送を行っていること。

※2 本市の観光振興に寄与すると市長が認めるもの。

勝山市U・Iターン施策

※詳細は市のホームページをご覧ください。

最大
200万円



定住化促進事業、U・Iターン者・子育て世帯空き家住まい支援事業

市外から移住した方等に、住宅の取得やリフォームに必要な費用の一部を助成します。また、勝山市空き家情報バンクに登録された住宅を取得・リフォームされた場合は加算して助成します。

月額
2千円

移住促進市外通勤支援給付金

市外から移住した65歳以下で、市境からの距離が片道20km以上ある市外の事業所に通勤する方に給付金を交付します。

(交付期間：2年間)



月額
上限1万円



移住促進家賃助成事業

新たに契約した市内の民間賃貸住宅に居住される市外からの移住者に、家賃の一部を助成します。(補助期間：2年間)

子育て世帯及び45歳以下の認定新規就農者の方には、月額1万円を加算して助成します。

年額
10万円

医療及び介護人材緊急確保奨励金交付事業

新たに市内の医療機関もしくは介護サービス事業所に勤務する市外からの移住者及び勝山市に住所を有する新規卒業者に、奨励金を交付します。

(交付期間：3年間)

上限
10万円



移住促進引越費用助成事業

市外からの移住にかかる家財道具等の運搬に要した費用の一部を助成します。

年額
上限5万円

移住者新規チャレンジ支援事業

市外から移住した方が、地域活動等に参加していくために自らが主催する事業に必要な経費の一部を補助します。

(補助期間：通算2年間)